

実践編 電子アンケートシステム

1 導入の手順

1-1 導入手順及びスケジュール

どんな手順、スケジュールで進めればいいですか？

キーワード

・長岡市、千代田区での導入手順、スケジュール

関連項目

【実践編 地域 SNS】1-1 導入手順及びスケジュール

・電子アンケートについては、「システムの導入」「公的個人認証サービス関連手続き」「運用体制整備」「モニター募集」などが挙げられます。長岡及び千代田での実証実験の際の手順とスケジュールは、下図の通りでした。

実証実験における電子アンケート導入の手順とスケジュール

項目	2005年						2006年	
	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月
1)実証実験実施内容の検討								
・電子アンケート実施体制の検討		←→						
・電子アンケート実施内容の概要検討			←→					
2)システム環境構築								
・サーバ設置場所の検討・手配			←→					
・サーバ機器の手配			←→					
・システム仕様検討	←→		←→					
・システム開発			←→					
・公的個人認証サービス利用手続き			←→					
・サーバ証明書、ドメイン取得				←→				
・アプレット証明書の取得							←→	
・サーバ環境構築				←→				
・導入、カスタマイズ					←→			
・テスト					←→			
・試験公開								
・正式公開							←→	
・システムバージョンアップ							▲	▲
3)運用体制の構築								
・庁内体制整備		←→						
・地方公共団体認証局の設置			←→					
・個人情報保護審議会準備・諮問				←→				
・モニター規約の作成			←→					
・運用研修の実施					▲			
4)広報・宣伝								
・広報誌				◆				
・ホームページ				←→				
・ちらし配布			←→					
・キックオフイベント					◆			
・特定モニター募集				←→				
・一般モニター募集					←→			
5)実証実験								
・実証実験期間							←→	
・実施アンケート検討				◆			←→	◆
・アンケート実施						▽	▽	▽
・アンケート結果集計								←→

1-2 公的個人認証サービスの利用手続き(運用側)

公的個人認証サービスの手続きはどのように行えばいいですか？

キーワード

- ・必要な手続きと概ねの所要期間
- ・手続きに先立ち、確認、準備しておくべき内容
- ・手続きの進め方

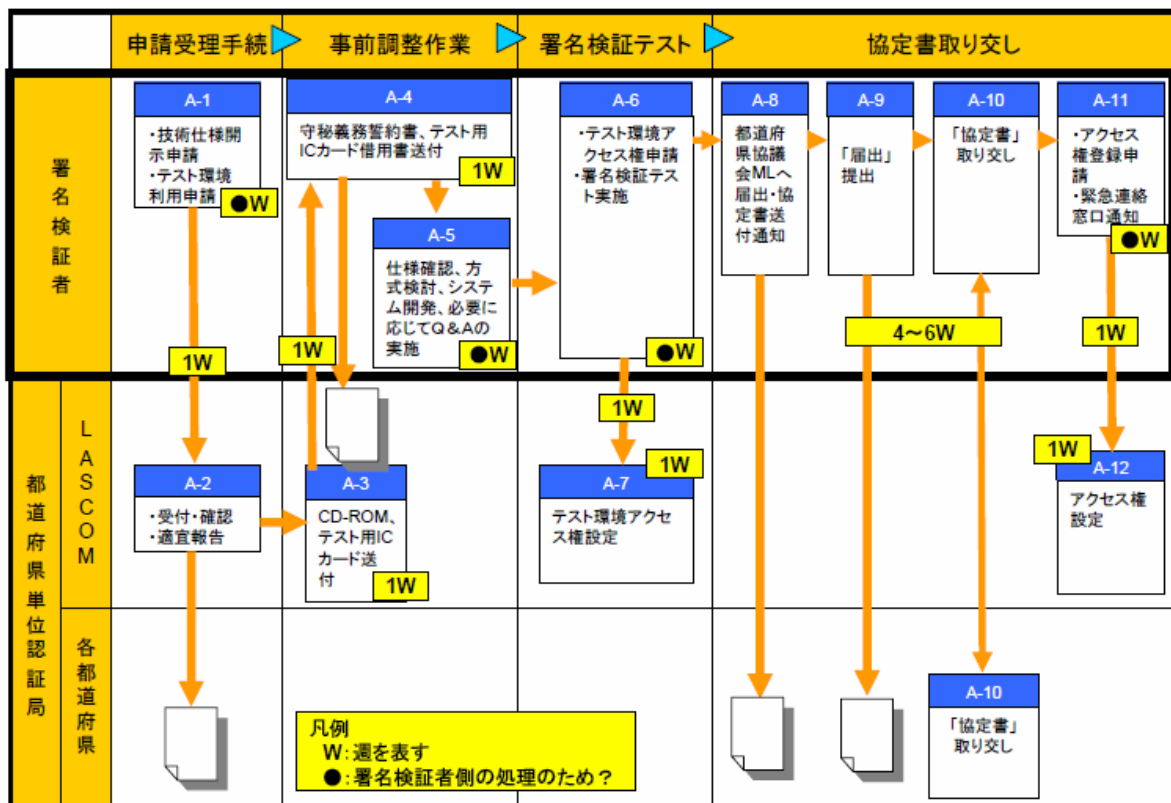
関連項目

【実践編 電子アンケート】 1-1 導入手順及びスケジュール

- ・電子アンケートで公的個人認証サービスを活用する場合は、(財)自治体衛星通信機構(LASCOM)などに対する署名検証者失効情報提供手続きが必要となります。手順フローと概ねの所要期間は、下図の通りです。これまでの手続きの有無、サーバ等の設置方法、他の都道府県との協定書の取り交わし状況などによって、必要な手続きや所要期間が異なります。
- ・既に一度手続きが済んでいても、新たにサーバの IP アドレスを取得して利用する場合などは、手続きが必要となりますので、財団法人自治体衛星通信機構(LASCOM)までお問合せください。

署名検証者失効情報提供手続きのフローと概ねの所要期間

(署名検証者が地方公共団体の場合)



資料: (財)自治体衛星通信機構(公的個人認証サービスセンター)ホームページより
 (<http://lascom.or.jp/www/jinfo/jpkirp/rpflow.pdf>)

公的個人認証サービスに関する問合せ先

公的個人認証サービス指定認証機関
 財団法人自治体衛星通信機構(LASCOM)
 公的個人認証サービスセンタ
 Mail:jpki-rp@lascom.or.jp
 住所:〒105-0001
 東京都港区虎ノ門 5-12-1 虎ノ門ワイコービル7F

実証実験の準備にあたり要した期間

作業項目	実際に要した期間	備考
A-1	1週間以内(3日程度)	
A-5	1週間以内(3日程度)	
A-6	4週間	今回は LGPKI の CVS との接続検証に手間取ったため。通常は 1 週間程度で可能と思われる。
A-11	1週間以内(3日程度)	

※作業項目は、前頁の図に対応しています。

1-3 システム導入方法のケース

システムの導入には、どのような方法がありますか？

キーワード

- ・既存のネットワーク環境やサーバを活用する場合
- ・新たにサーバを導入する場合
- ・データセンターを活用する場合
- ・複数の団体で共同利用する場合

関連項目

【実践編 電子アンケート】1-4 導入ケース別の必要経費

【実践編 地域 SNS】1-2 システム導入方法のケース

- ・システムの導入方法は、サーバの設置場所など様々な方法があり、経費等も大きく異なります。導入方法別のメリット、デメリットは下表の通りですが、導入する団体の実情や、セキュリティポリシー、個人情報保護条例など、導入に当たっての要件等を勘案して、導入方法を決める必要があります。
- ・また、複数の団体で共同利用することも考えられます。この場合は、共同利用に対応するためのソフトウェアの改修や、セキュリティ確保を含めた運用ルールの策定、費用負担方法の検討などが必要となります。

主な導入方法と特徴

項目	主な方法	メリット	デメリット
サーバ 設置場所	既存のインターネット 接続環境を利用	安価に導入できる	回線速度、ネットワーク機器など 既存の仕様の制約を受ける
	データセンターを利用 (ホスティング)	セキュリティ等の信頼性が高い	運用コストが高い、借りるサーバ の制約を受ける
	データセンターを利用 (ハウジング)	セキュリティ等の信頼性が高い	運用コストが高い、サーバ購入経 費が必要
サーバ	既存のサーバを利用	安価に導入できる	既存のサーバの性能や併用する ソフトウェアなどの制約を受ける
	新たにサーバを購入	目的に応じた仕様のサーバを使用 できる	サーバ購入、維持経費がかかる
導入 ・運用	職員が自分で行う	安価に導入、運用できる	十分な知識が必要、運用負荷が かかる
	業者に委託	十分な知識が得られる、職員の 運用負荷が軽減できる	導入、運用にコストがかかる

1-4 導入ケース別の必要経費

予算はいくら必要ですか？

キーワード

・導入方法別の必要経費（導入経費、運用経費）

関連項目

【導入検討編】7 電子アンケートの費用

【導入検討編】5 地域 SNS の費用

【実践編 地域 SNS】1-3 導入ケース別の必要経費

・導入経費や運用経費は、サーバの設置方法などの導入方法によって大きく異なります。主な導入方法別の経費（概算、条件等により異なる）は表の通りで、導入方法によって、初期費用が25万円から145万円（以上）、年間運用経費が15万円から195万円（以上）と大きな差があります。また、セキュリティ対策の講じ方によっても、費用は大きく異なります。

電子アンケートシステムの導入・運用経費

項目		パターン 1	パターン 2	パターン 3	パターン 4	パターン 5
前提条件	環境	既存環境	既存環境	既存環境	ホスティング	ハウジング
	ハードウェア	既存サーバ	既存サーバ	新規サーバ	ホスティング	新規サーバ
	導入・運用など	職員が実施	業者が実施	業者が実施	業者が実施	業者が実施
初期費用	既存環境の変更費用	250,000～	250,000～	50,000～	—	—
	新規サーバ購入費用	—	—	1,000,000～	—	1,000,000～
	ソフトウェア導入費用	0	200,000～	200,000～	200,000～	200,000～
	ソフトウェア設定費用	0	200,000～	200,000～	250,000～	250,000～
	カスタマイズ費用	—	—	—	—	—
	合計	250,000～	650,000～	1,450,000～	450,000～	1,450,000～
運用費用 （年間）	設置場所利用費用	—	—	—	480,000～	720,000～
	地図費用（レンタル）	—	—	200,000～	—	200,000～
	ハードウェア保守費用	150,000～	150,000～	150,000～	150,000～	150,000～
	ソフトウェア保守費用	0	600,000～	600,000～	600,000～	0
	システム保守費用	0	360,000～	360,000～	360,000～	360,000～
	作業代行費用	0	360,000～	360,000～	360,000～	360,000～
	合計	150,000～	1,470,000～	1,670,000～	1,950,000～	1,790,000～

1-5 ソフトウェアの入手方法

公的個人認証対応電子アンケートシステムのソフトウェアは、どうすれば入手できますか？

キーワード

・LASDEC プログラムライブラリ

関連項目

【導入検討編】7 電子アンケートの費用

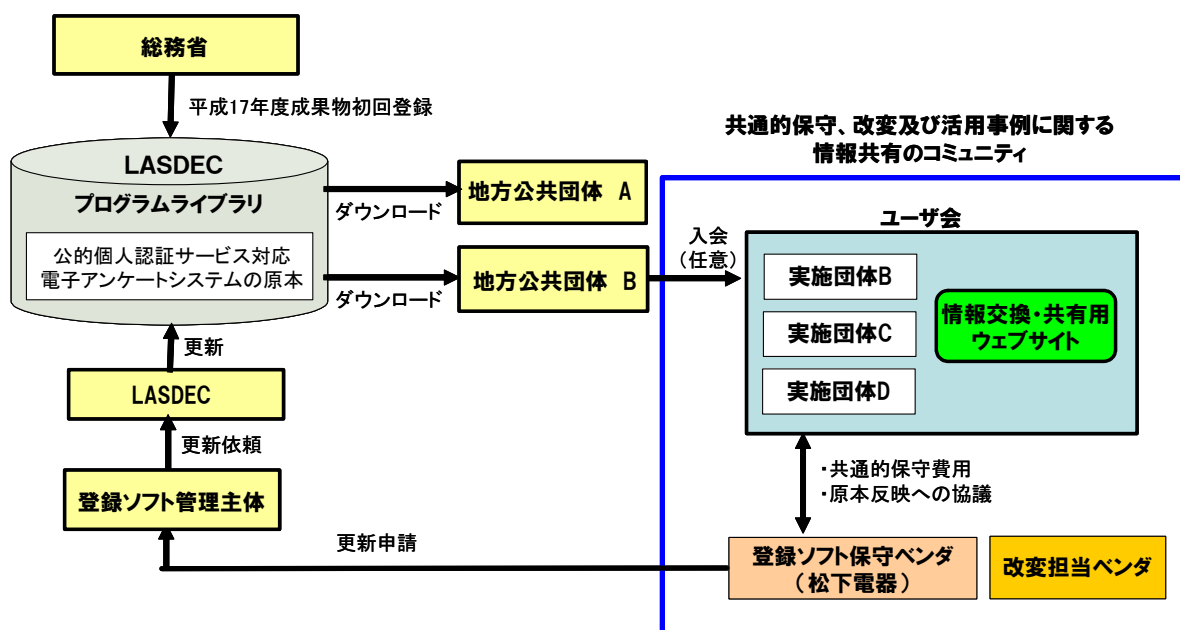
【実践編 地域 SNS】1-4 ソフトウェアの入手方法

- ・公的個人認証対応電子アンケートシステムのソフトウェア(プログラムファイル)の入手は、地方公共団体に限られます。入手を希望する地方公共団体は、財団法人地方自治情報センター(LASDEC)の地方公共団体業務用プログラムライブラリ(以下、「プログラムライブラリ」という。)からダウンロード(入手)できます。
- ・プログラムライブラリから入手するには、LGWAN に接続可能な端末のウェブブラウザを立ち上げ、所定の URL にアクセスし、当ライブラリ専用の ID/パスワードを取得することにより可能です。ID/パスワードは、プログラムライブラリにアクセスし、利用規約に同意することにより、取得できます。
- ・OS やミドルウェアのバージョンアップなど各団体に共通する保守・改変等に関しては、ユーザー会に参加し、保守・改変に要した経費を参加した団体で按分することによって、少ない費用負担で実施することも考えられます。

・詳細は、下記までご相談ください。

財団法人 地方自治情報センター 研究開発部

TEL: 03(5214)8002 Email: rdd@lasdec.or.jp



1-6 個人情報保護に関する手続き

個人情報に関して必要な手続きは何ですか？**キーワード**

・個人情報保護審議会

関連項目

【実践編 電子アンケート】3-4 個人情報保護に関する留意点

- ・電子アンケートでは、個人情報を取り扱うことから、各自治体の個人情報保護条例などに基づき、必要な手続きを行う必要があります。
- ・実証実験では、長岡市、千代田区ともに、個人情報保護審議会で事業の概要を説明し、承認を得ました。

個人情報保護審議会資料(長岡市)**ICT住民参画実証実験事業「アンケートシステム」のインターネット接続について****1 諮問の趣旨**

総務省では、情報技術を活用した地域活性化を推進するためにICT住民参画実証実験（ICTとは、Information and Communication Technology の略で、情報通信技術を活用したコミュニケーションの意）を行っているところであるが、本市においても実験事業を行うこととし、そのために本市のコンピュータ（システムサーバ）とインターネット経由で実験事業のモニター、実験事業の関係団体等のコンピュータとを結合することについて、審議会の意見を求めるものである。

2 事業の名称

ICT住民参画実証実験事業

3 事業の目的

インターネットの普及により、ホームページ、電子会議室等を活用することが一般的となりつつあり、これまで時間的制約等の理由により行政情報の入手、自己の意見表明の機会が少なかった層も含めた住民参画の促進が期待されている。

その一方で、デジタルディバイド（情報通信技術の理解度合による格差）やホームページ等の運営管理のノウハウの不足等による問題点も指摘されている。

このため、総務省は、住民がインターネットを利用して地域社会に積極的に参画する環境を整えることを目的として、「ICTを活用した地域社会への住民参画のあり方に関する研究会」の提言を受け、長岡市と東京都千代田区をモデル地区に選定して住民参画に必要なモデル・システムを構築することとした。

4 事業の概要

モデル・システムの構築にあたっては、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス。ネットワーク上で人間関係を広げ、交流することを目的とした場所を提供するサービス）の考えを取り入れ、システム上で地域コミュニティを運営して参加住民の意見集約の過程などを検証する。

SNSは、Web上で参加メンバーが自分の名前やプロフィールなどをどこまで公開するかを段階的に設定する機能や、知り合い同士が互いにリンクを張り合う仕組みを備えており、トラブルが起きにくいコミュニティを構築しやすいのが特徴である。

また、従来、自治体がアンケートを実施する際にはモニター住民の自宅に調査票を郵送し、返送して

もらうため手間がかかっていたが、これをインターネットで行うための実証実験も併せて行う。今回の実証実験では、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)の情報によりインターネット上で個人を認証するサービス(公的個人認証サービス)を利用する。



5 期待される効果

住民への情報提供、住民の意見表明の場面におけるICTの活用方策、建設的な民意形成に向けたルールづくり等について議論を深めるとともに、ICTの活用により行政情報の入手を容易にし、住民の意思を施策により的確に反映させることにより、地方行政への広範な住民参画を促進することが見込まれる。これはバリアフリーの考え方にも合致するものである。

また、インターネットを利用したアンケートでも正確な本人確認が可能となるため、アンケート実施・回収作業の業務効率化が上がり、また、SNSと連携することで地域の課題を把握するといった相乗効果が期待できる。

6 モニター個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報の取扱いに関する基本姿勢

モニターから預かった個人情報は、長岡市個人情報保護条例に基づいて、長岡市が厳重に管理し、漏えい、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講ずる。

なお、モニターになっていただく際に、業務に必要な範囲において個人情報を目的外に利用し、又は外部に提供することについて本人の同意を得るものとする。

(2) 取得する情報の範囲

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 性別
- ④ 生年月日
- ⑤ 郵便番号
- ⑥ 電話番号
- ⑦ メールアドレス(携帯電話を含む。)
- ⑧ パスワード(システムに登録する際に必要となる。)
- ⑨ 電子証明書シリアル番号の転写情報

(3) 取得する情報の利用目的

長岡市が公的個人認証サービスを利用した実証実験アンケートを実施するために、次のとお

利 用 目 的	取 得 す る 情 報
ICカードリーダー・ライターの配布	氏名、住所、郵便番号
実証実験に関する連絡	氏名、メールアドレス
何らかの事由により、メールで連絡ができない場合の電話連絡	氏名、電話番号
本実験におけるシステム登録	氏名、住所、性別、生年月日、メールアドレス、携帯電話メールアドレス、パスワード、電子証明書シリアル番号の転写情報
実証実験アンケートの回答依頼	メールアドレス、携帯電話メールアドレス
本実験協力団体であるNPO法人ながおか生活情報交流ねっとからのアンケートの回答依頼及び地域SNS実証参加への招待	氏名、メールアドレス
モニター区分を指定したアンケートの回答依頼 (居住地域、性別、世代)	住所、性別、生年月日
本実験に対するアンケート又はヒアリング調査依頼	メールアドレス

り利用する。

(4) 取得する情報の提供範囲

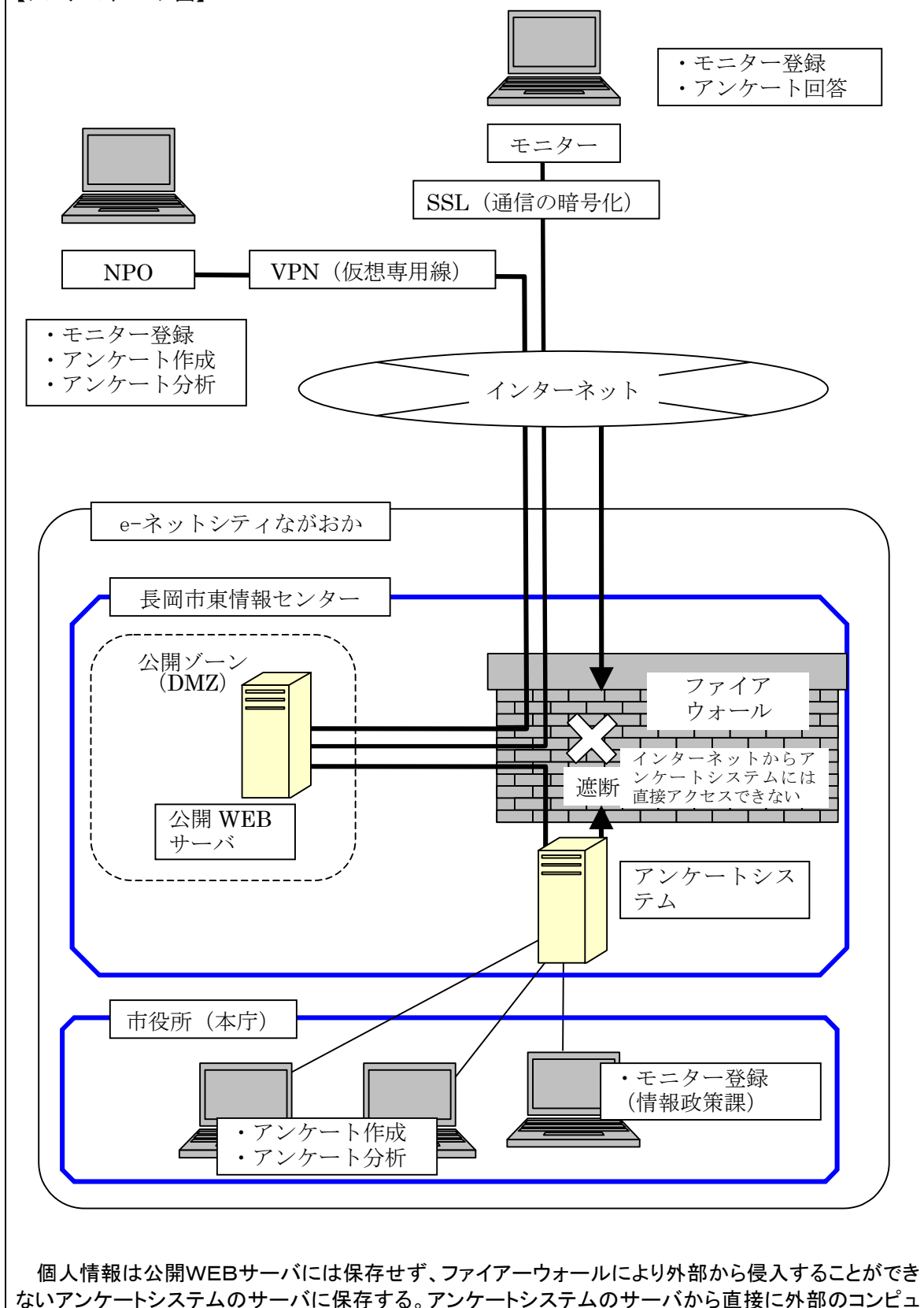
本実験の実施のために取得する情報は、以下に記載する関係者の範囲で提供する。なお、当該範囲以外の第三者には提供しない。

長岡市
 NPO法人 ながおか生活情報交流ねっと
 松下電器産業株式会社パナソニックシステムソリューションズ社
 NTTデータコミュニティプロデュース

(5) 個人情報の保管期間

本実験の終了後、今回取得したモニターの個人情報を長岡市が合理的な範囲で速やかに破棄する。

【システムイメージ図】



一タと結合することはしない。

2 必要な体制

2-1 システムの管理、運用体制

どのようにしてシステムの管理、運用を行えばいいですか？

キーワード

- ・システムの維持、管理（職員が行う場合、外部に委託する場合）
- ・システムの運用（トラブル対応など）
- ・システムのバージョンアップ対応

関連項目

【導入検討編】11 運営体制

【実践編 電子アンケート】2-2 電子アンケートシステム活用のための体制

【実践編 地域 SNS】2-1 運営体制

- ・システムは、災害やセキュリティに対応したサーバールームやデータセンターなどの安全な場所に設置し、専門の知識を持った担当者が維持、管理業務を担います。電算部門などの職員が自ら行う場合と、外部に委託する場合などがあります。
- ・実証実験では、千代田区、長岡市ともに、長岡市内のデータセンターにサーバーを設置し、セキュリティ管理、サーバールーム管理、ネットワーク管理、サーバー管理を委託しました。
- ・システムの運用面では、システム管理者は行政職員などからの電子アンケートの利用申込に対し、システムの利用許可を出します。
- ・アンケート調査票の設計やモニター募集、回答依頼、回答者からの問合せ対応、集計などは、アンケートを実施する人（アンケート主催者）が行います。システム管理者はアンケート主催者からのシステムの操作方法等に対する問合せや相談への対応を行います。

システムの管理、運用に必要な役割、体制

区分	必要な役割	概要
共通	セキュリティ管理	・サーバールームへの入退室管理などを含む。
	サーバールーム管理	・サーバールームの空調、停電時対応などを含む。
	ネットワーク管理	・電子アンケートシステムをインターネットに接続するネットワーク環境の管理。
	サーバー管理	・電子アンケートシステムのサーバー管理。機器の更新、増強やデータバックアップなどを含む。
	ソフトウェアの管理	・バグやトラブルへの対応、OS やミドルウェアなどのバージョンアップ、機能の追加、修正など。
電子アンケート	アンケート主催者の許可	・電子アンケートシステムを利用してアンケートを実施するには、システム管理者の許可が必要。システム管理者は、主催者向けの ID、パスワード等を発行する。
	問合せ対応	・アンケート主催者からの操作方法等に関する問合せへの対応（原則、メール）。アンケート回答者からの問合せ対応は、アンケート主催者が行う。

2-2 電子アンケートシステム活用のための体制

どのような体制で活用すればいいですか？

キーワード

- ・モニター募集、情報管理
- ・アンケートの実施
- ・公的個人認証サービスの活用

関連項目

【導入検討編】11 運営体制

【実践編 電子アンケート】2-1 システムの管理、運用体制

・電子アンケートシステムは、原則として地方自治体の活用を前提とします。従って、電子アンケートシステムの管理主体及び電子アンケートの実施主体は、原則、自治体となります（業務委託などは可能）。ただし、地方自治体が認めた場合は、外郭団体やNPOなどが電子アンケートシステムを使って、電子アンケートを行うことも可能です。ただしこの場合でも、公的個人認証サービスについては、自治体など公的個人認証法第17条で定められた団体のみが電子証明書の有効性確認を行うことが可能です。

電子アンケートシステムに関わる主な役割と実証実験での対応

主な役割	概要	実証実験での対応
モニター募集主体	・モニターを募集し、個人情報を取得します。利用目的、提供範囲などを明記の上、本人の同意のもとに集めます。NPOなどの協力を得る場合もあります。	【特定モニター（公的個人認証サービス利用）】千代田区、長岡市 【一般モニター】まちみらい千代田、ながおか生活情報交流ネット
個人情報管理主体	・取得した個人情報を管理します。必要な手続きの上、外部に委託する場合があります。	各モニター募集主体
システム管理主体	・電子アンケートシステムの管理を行います。外部に委託する場合があります。	松下電器
アンケート実施主体	・電子アンケート調査の企画、帳票設計、回答依頼、督促、集計などを行います。外部に委託する場合があります。 ・システム管理主体（主として自治体）が承認すれば、外郭団体やNPOなどの団体がアンケート実施主体になることもできます。	【公的個人認証サービス利用アンケート】千代田区、長岡市 【その他のアンケート】千代田区、長岡市、まちみらい千代田、ながおか生活情報交流ネット、その他
公的個人認証サービス実施主体	・都道府県の認証局に電子証明書の有効性を確認し、回答者に回答画面へのログインを認めます。自治体など法律で定められた団体のみ可能です。	千代田区、長岡市

3 電子アンケートシステムの活用

3-1 電子アンケートシステムの活用方法

電子アンケートシステムにはどんな活用方法がありますか？

キーワード

- ・住民モニター
- ・昼間住民へのアンケート
- ・従来の紙のアンケートの代替
- ・オープンアンケート
- ・繰り返しアンケート

関連項目

【導入検討編】6 電子アンケートとは

【実践編 電子アンケート】3-2 公的個人認証対応電子アンケートシステムのメリット

【実践編 電子アンケート】3-2 電子アンケートシステム活用の際の留意点

【実践編 地域 SNS】5-7 コミュニティでの電子アンケートシステムの活用方法

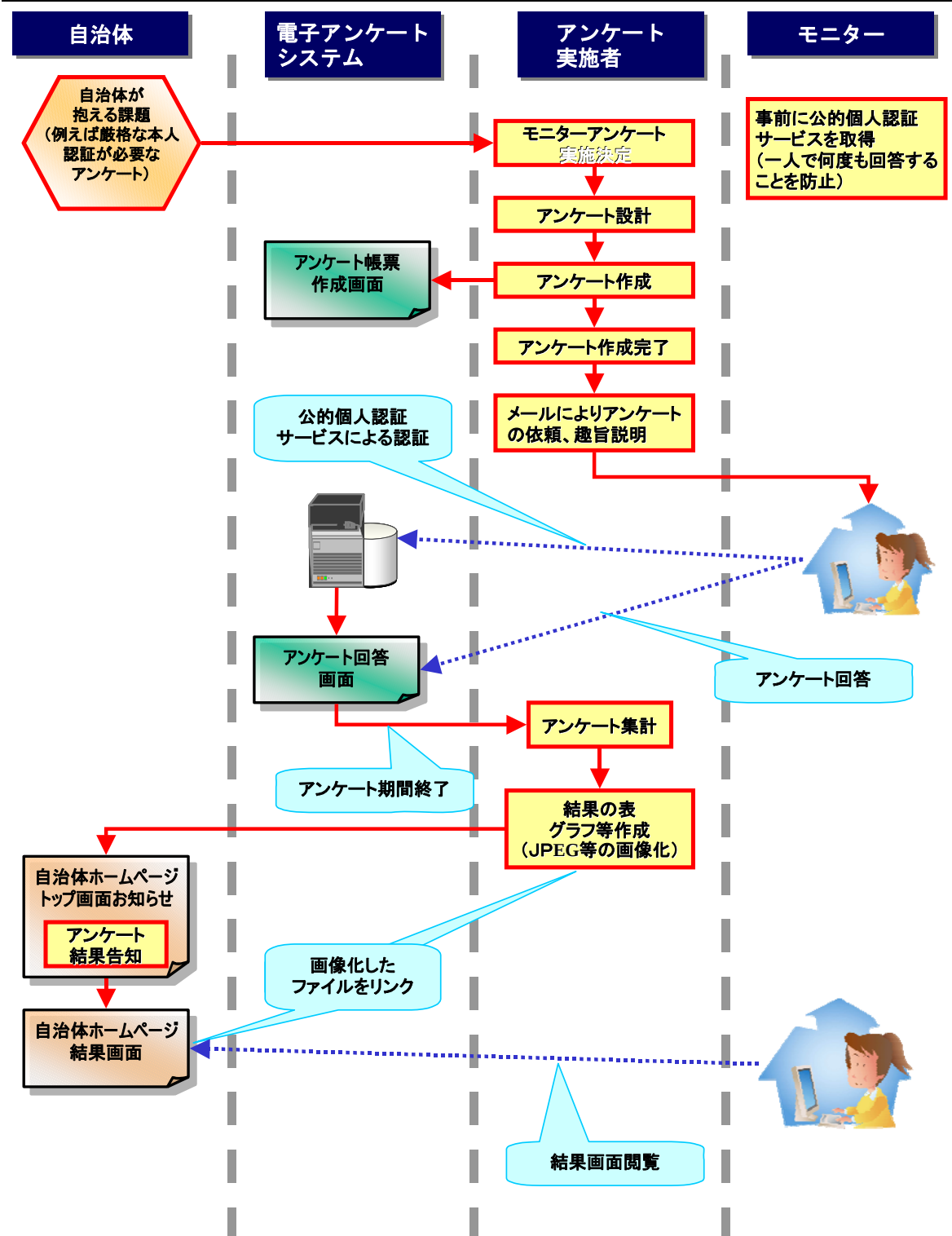
- ・電子アンケートの実施方法としては、あらかじめモニターを募集、登録し、電子アンケート実施時に電子メール等で回答を依頼する方法(モニターアンケート)と、事前のモニター登録は行わず、ホームページや広報紙などで広く回答を呼びかける方法(オープンアンケート)があります。
- ・いずれの場合でも、回答に当たって公的個人認証サービスを活用することにより、成りすましや二重回答を防止することができます。
- ・また、地域 SNS と連動した電子アンケートも可能です。地域 SNS のお知らせや、コミュニティ内に回答依頼文と回答画面の URL を記載することにより、地域 SNS 参加者やコミュニティ参加者から、アンケートに回答していただくことができます。

電子アンケートシステムの活用方法の例

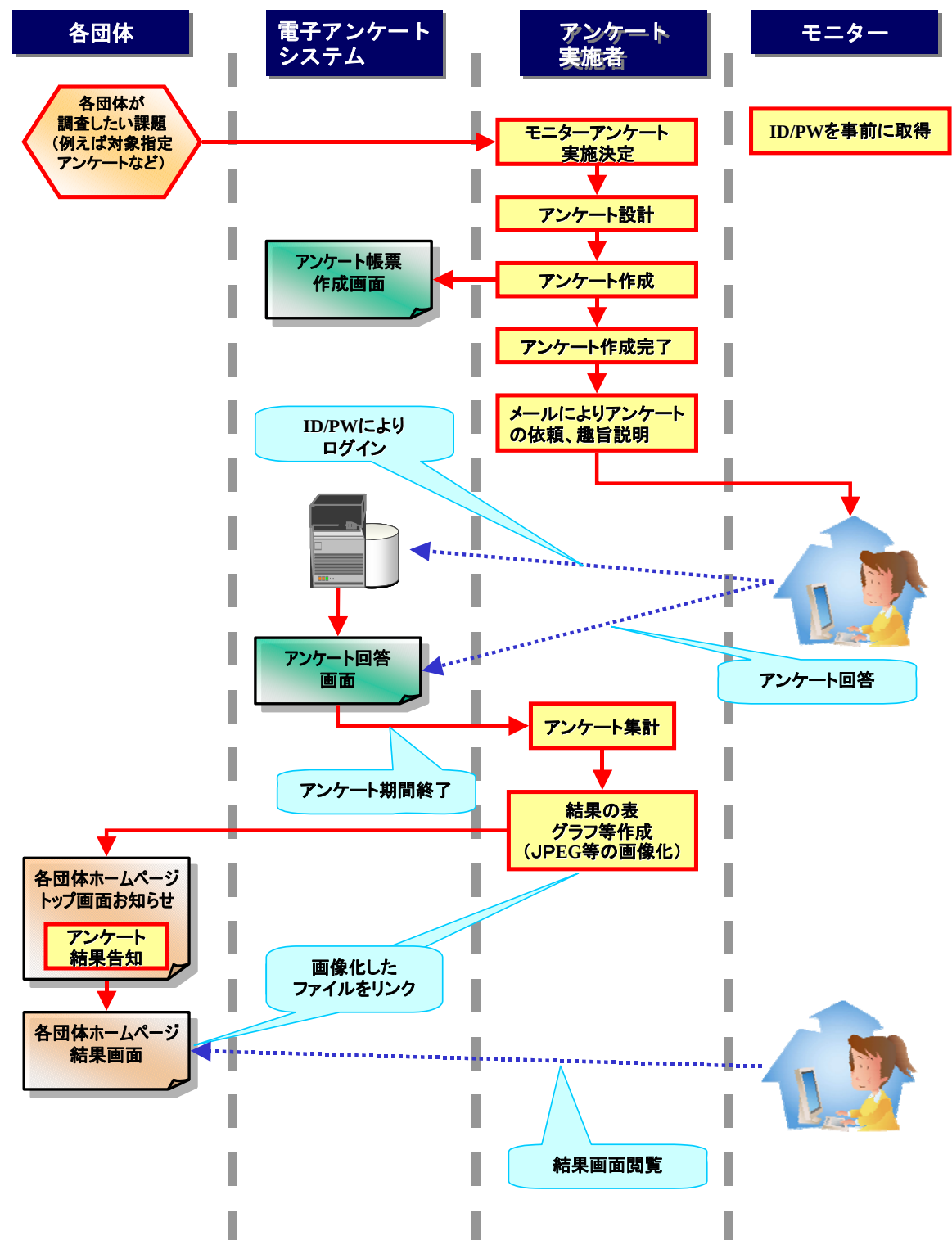
例	概要	特徴
住民モニター (市政モニター など)	・住民等からモニターを募集し、行政施策等に関する意見を聞く。 ・本人確認や二重回答防止のため、公的個人認証サービスを用いることが有効。	・紙のアンケートの場合、回数やモニター数に限界があったが、電子アンケートの場合、回数、モニター数を増やしてもコストがそれほどあがらない。また、準備から集計までの手間が少なく、期間も短く出来る。
昼間住民への アンケート	・通勤、通学などで当該地域を訪れる人(昼間住民)を対象にアンケート調査を行う。	・従来、意向把握は夜間住民を対象に行うことが多かったが、電子アンケートの場合、昼間住民からの意見把握も行いやすい。例えば、路上禁煙禁止条例のように、昼間住民からの意見を把握することが有効な場合も多い。
従来の紙アンケートの代替	・従来、紙と郵送で行っていたアンケート調査を電子アンケートで行う。	・紙で行う場合に比べて、コスト、手間が大幅に減少し、かつスピードが向上する。 ・パソコンから回答できない人からの回答手段(公共端末利用など)に配慮する必要がある。
オープンアンケート	・誰でも自由に回答できるアンケート方式。観光アンケートなど、域外の人からの回答も求めやすい。	・ホームページやメルマガ、広報紙などで広くPR する必要がある。
繰り返しアンケート	・回答結果を踏まえ、設問を絞り込み再度アンケートを行うなど、より掘り下げた意見把握が可能。 ・モニター方式、オープン方式、地域SNS との連動など様々な方法がある。	・紙のアンケートの場合、コストや手間、期間の関係で繰り返しアンケートを行うことは難しく、枝設問による対応が一般的であった。電子アンケートでは、これらの問題が解消され、何度も繰り返しアンケートすることができる。

電子アンケートの実施方法(例)

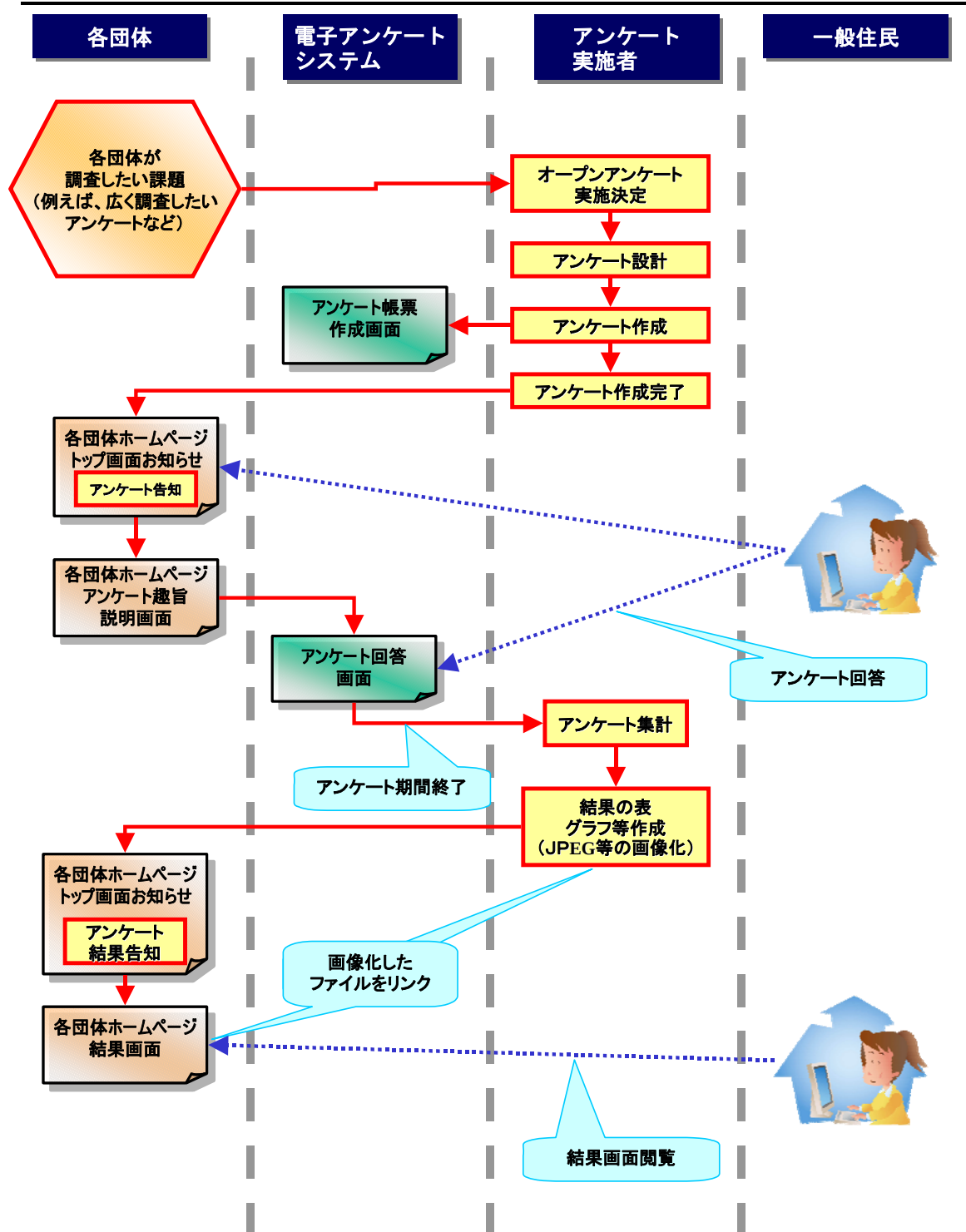
特定モニターアンケート(公的個人認証サービスを利用)



一般モニターアンケート

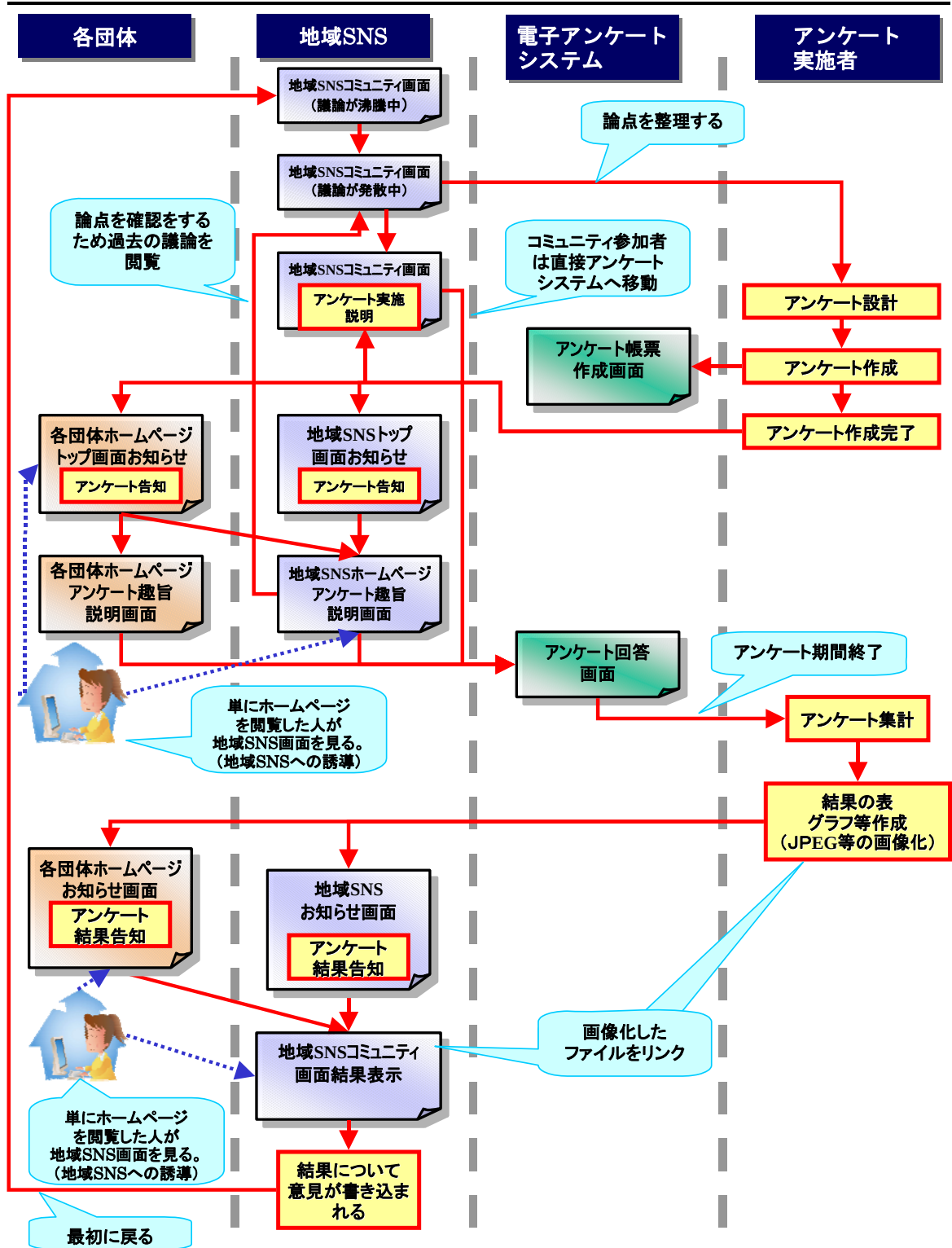


オープンアンケート



※ 回答の際に、公的個人認証サービスを利用して、二重回答の防止などを行うこともできる。

地域 SNS 連動繰り返しアンケート



3-2 公的個人認証対応電子アンケートシステムのメリット

電子アンケートシステムで公的個人認証サービスを活用するメリットは何ですか？**キーワード**

- ・ひとり一回の回答(二重回答の防止)
- ・責任ある回答
- ・属性情報の自動入力及び正確性
- ・プライバシー保護(二重封筒方式)

関連項目**【導入検討編】6 電子アンケートとは**

- ・公的個人認証サービスを用いて電子アンケートを行うと、厳格な本人確認が可能となることから、ひとり一回の回答(二重回答の防止)が可能になります。インターネットでアンケートを行う場合、オープンアンケートでは、ひとりで何度も回答することが可能であったり、また登録制の場合でも、ひとりで複数のID(登録番号)を取得して、複数回答できてしまう場合がありますが、公的個人認証サービスを用いれば、確実にひとり一票とすることが可能になります。
- ・また、公的な電子証明書で本人確認した後に回答することから、責任ある回答内容が期待できます。通常のインターネットアンケートの場合、いたずらや虚偽の回答を防ぐことが難しい場合があります。
- ・電子証明書の個人情報のうち、必要な部分(例えば生年月までとか、居住都道府県名までなど)を、本人の同意のもとに転写して、属性情報として自動入力、回答することが可能です。これにより、属性回答の手間を省略するとともに、正確な属性情報の取得とそれによる分析が可能になります。
- ・これらの個人情報と、回答内容は、「二重封筒方式」という回答方式により、完全に分離して取り扱われます。二重封筒方式とは、個人情報は「封筒」に、回答内容は「封筒の中身」に記載されており、「封筒」を開封した後は、どの回答内容がどの封筒のものか、わからなくする方法です。これにより、回答内容と個人情報を結びつけることができなくなり、十分なプライバシーの保護が図られます。
- ・千代田区と長岡市の実証実験においては、自由記述回答を求める設問では、公的個人認証サービスを利用したアンケートの方が一般の電子アンケートよりも、多く回答されるという結果が得られました。公的個人認証サービスを利用したアンケートでは具体的な意見が得られやすいことが窺えます。
- ・公的個人認証サービスを利用するには、回答者がお住まいの市区町村の窓口で、住民基本台帳カードの交付と電子証明書の発行を受ける必要があります。既に持っている方は、改めて取得する必要はありません。
- ・住基台帳カードに対応したICカードリーダライターを、使用するパソコンに接続します。次に電子証明書発行の際、CD-ROMで配布される「利用者クライアントソフト」をパソコンにインストー

ルします。これで準備は完了です。

- ・アンケートの回答については、回答ページ(ホームページやメールで URL を案内)にアクセスし、以降は画面の指示に従って、操作、回答するだけです。

公的個人認証対応電子アンケートシステムのメリット

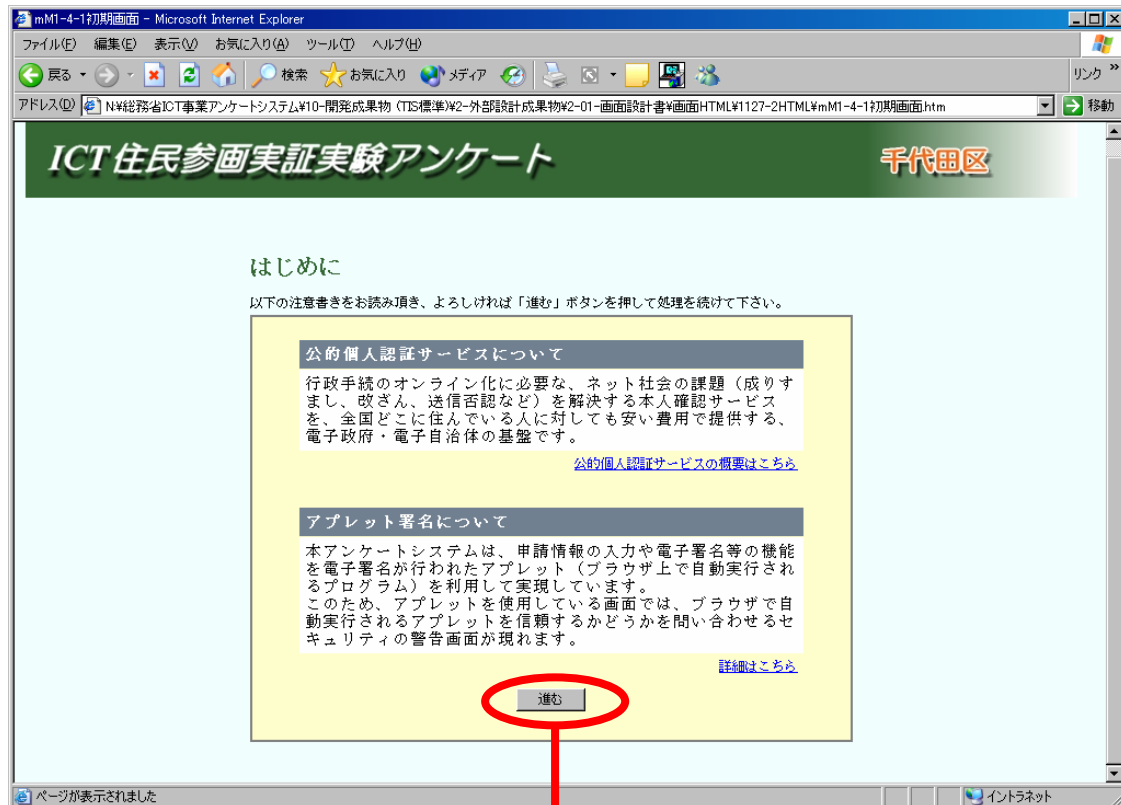
項目	従来のウェブアンケート	公的個人認証サービス利用
ひとり一回の回答	複数の ID を取得することなどにより二重回答が可能。同じような回答をコピーして何度も回答することもできてしまう。	厳格に本人確認を行うことにより、確実にひとり一回の回答とすることができる。
責任ある回答	いたずらや虚偽の回答が含まれることもあります。	電子証明書で本人確認することから、責任のある回答が期待できます。
属性情報の自動入力及び正確性	アンケートを回答する際、必要な属性情報を入力する必要があります。また、属性情報は自己申告であることから、虚偽、いたずらを防ぐことができません。	属性情報(生年月、性別、居住地など)については、電子証明書の属性情報の一部(必要な部分のみ)を、本人の同意のもとに転記して回答することにより、入力の手間が省けるとともに、確かな属性情報が得られます。
プライバシー保護(二重封筒方式)	—	電子証明書の個人(属性)情報を使う場合でも、「二重封筒方式」により、回答者と回答内容は切り離して保管、分析されますので、誰が回答したかはわからない仕組みになっています。

公的個人認証サービスを用いた電子アンケートへの回答方法

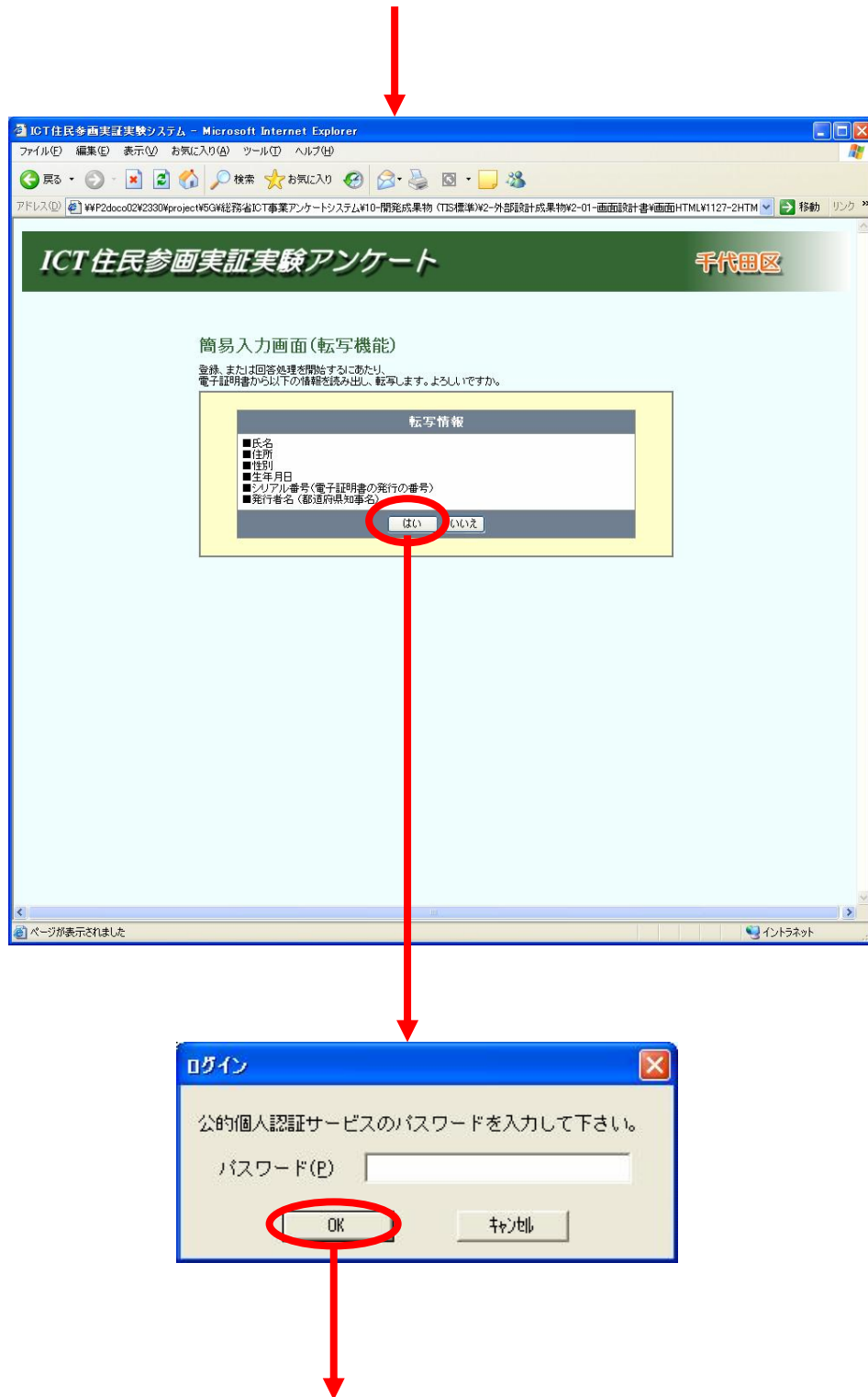
1) モニター登録

※特定モニター: 公的個人認証サービスを用いるアンケートの回答者

① 説明及び確認



②属性情報の転写・確認



IC T住民参画実証実験アンケート 千代田区

特定住民モニタ登録

電子証明書の情報を転写しました。

電子証明書情報	
シリアル番号	12345
発行者名	the Governor of Osaka-Fu
ユーザ情報	
氏名	山田 太郎
住所	東京都千代田区一番町2-2-2
性別	男
生年月	1967年04月
eメールアドレス(*) (半角英数字100文字以内)	例:yamada@test.ne.jp
eメールアドレス 確認(*) (半角英数字100文字以内)	例:yamada
<input checked="" type="button" value="はい"/> いいえ	

Microsoft Internet Explorer

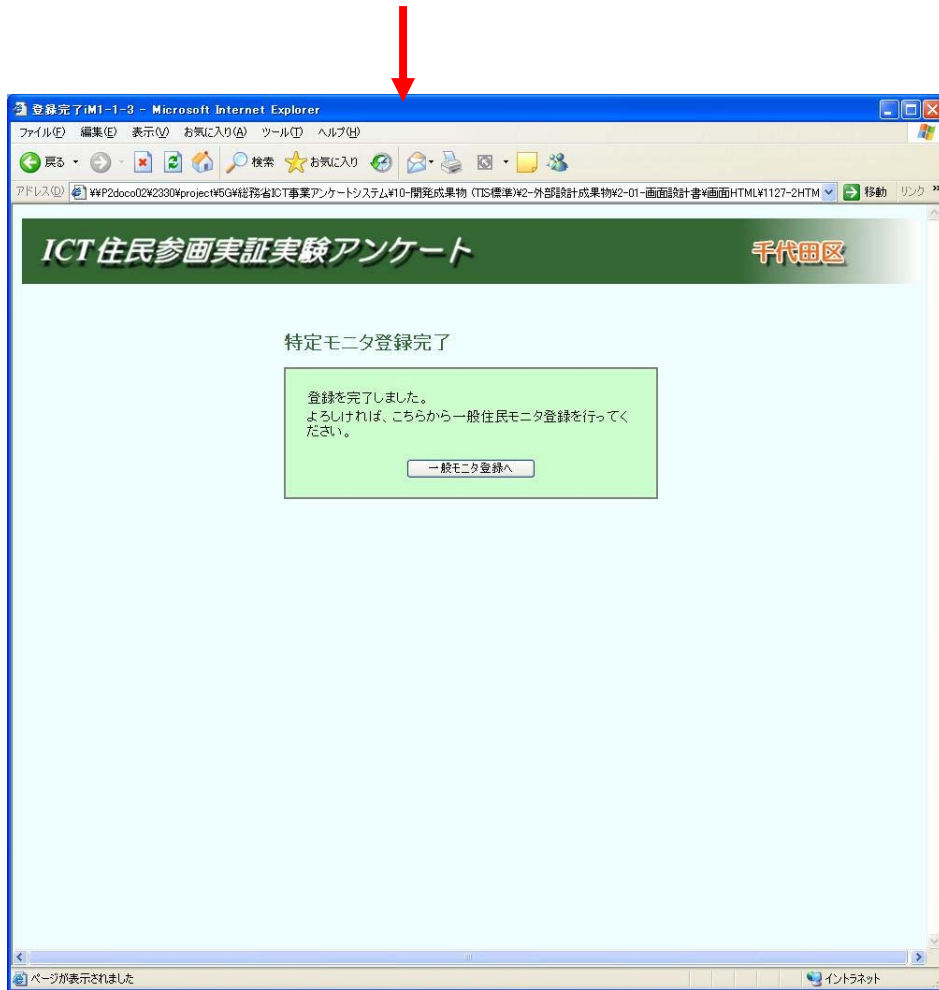
入力した情報を登録しますか？
(署名のために再度パスワード入力が必要です)

ログイン

公的個人認証サービスのパスワードを入力して下さい。

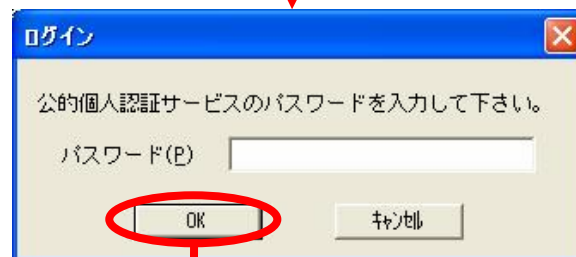
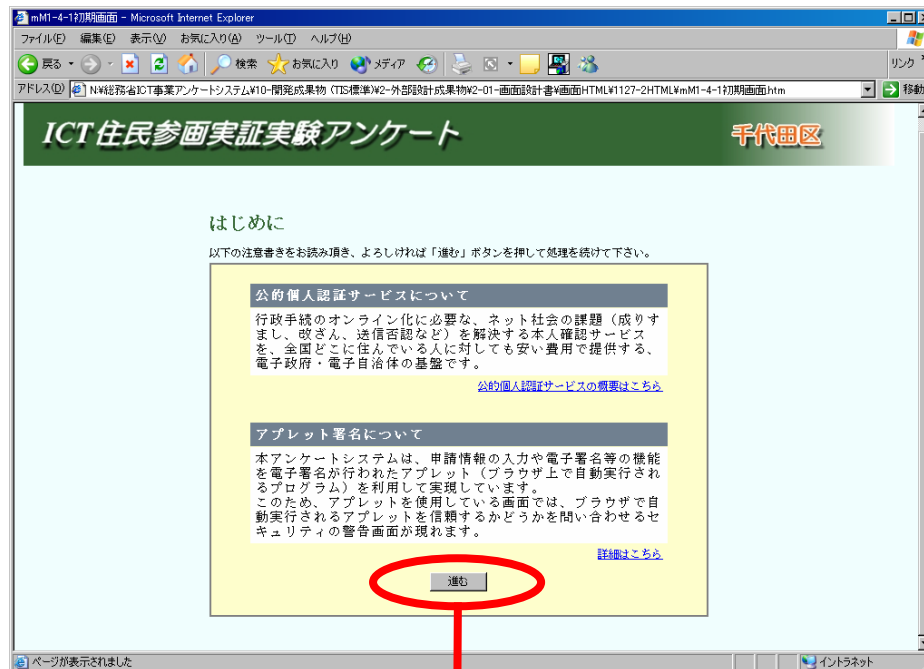
パスワード(P)

③登録完了



2)回答

①公的個人認証サービスによる本人確認



②設問への回答

ICT住民参画実証実験アンケート 千代田区

モニタ情報変更 | パスワード変更 | モニタ退会 | ログアウト

地方行政への参加について

*は必須項目
記述式設問は、全角100文字(半角200文字)まで記入可能です。
これは、〇〇に基づいて作成された質問です。

【設問1】
〇〇を利用したことがありますか？(*)

【設問2】
よく利用する行政サービスは何ですか？
具体的なサービス名を記述して下さい。

【設問3】
今の行政サービスに満足していますか？(*)

【設問4】
住民主催のイベントに参加したことがありますか？(*)

あなたに関してご回答下さい。

【属性1】

③属性情報の回答

※属性情報回答時には、モニター登録時と同じ手順で、電子証明書の属性情報を転写して入力することも可能です。

【属性1】
未婚/既婚の別(*)

【属性2】
子供の有無

集計状況閲覧 | 一時保存 | **送信** | セット

お問合せ: 〇〇課 TEL03-0000-0000

回答完了

3-3 電子アンケートシステム活用の際の留意点

電子アンケートシステムを活用する際の留意点は何ですか？

キーワード

- ・モニター募集
- ・電子アンケートの計画、実施
- ・電子アンケートへの回答
- ・電子アンケート回答結果の集計、公開

関連項目

【導入検討編】6 電子アンケートとは

【実践編 電子アンケート】3-1 電子アンケートシステムの活用方法

【実践編 電子アンケート】3-2 公的個人認証対応電子アンケートシステムのメリット

【実践編 電子アンケート】3-4 個人情報保護に関する留意点

- ・電子アンケートシステムは、従来、紙・郵送などで行っていた従来のアンケート調査を、インターネットを利用して行うものです。基本的には、従来のアンケート調査と同様の考え方や手順で実施します。
- ・地域 SNS のように参加者に対して利用規約を提示するのではなく、モニター募集やアンケート実施の際、その都度、募集資料やアンケート調査票の中に説明などを記載します。
- ・モニター募集の際に公的個人認証サービスを利用して、本人確認（二重登録の防止など）や、基本情報の転写（本人同意に基づく）による登録の手間を軽減することができます。回答の際に公的個人認証サービスを利用すれば、二重回答や送信途上の改ざん防止などが可能です。公的個人認証サービスを利用する場合は、必要な準備や利用手順などについて、説明する必要があります。
- ・個人情報の取り扱いに関しては、利用する各団体が定めるプライバシーポリシーなどに則り、利用の目的、利用範囲などを示して本人の同意を得た上で収集するとともに、厳格な管理を行う必要があります。

電子アンケートシステムで配慮が必要な事項

項目	内容
モニター募集（モニターアンケートの場合）	・モニターアンケートを行う場合、収集したモニターの個人情報に関する取り扱いルールが必要です。基本的には、各団体のルール（自治体の場合は個人情報保護条例、企業の場合は個人情報保護方針など）に基づいて、取り扱う必要があります。 ・インターネットを使ってモニター登録を受け付ける場合は、メールに個人情報等を記載するのではなく、SSL などの暗号化技術を用いた安全な申し込み用のページを用意し、ここから申し込んでもらうことが望ましいです。 ・モニター登録や回答の際に公的個人認証サービスを用いれば、二重登録、二重回答の防止や送信途上の改ざん防止などが可能です。
オープンアンケートの場合	・オープンアンケートの場合でも、回答内容に個人情報（個人を特定できる情報）が含まれる場合は、モニターアンケート同様、個人情報に関する各団体のルールに従って取り扱う必要があります。 ・回答内容に個人情報が含まれない場合でも、個別回答票の取り扱いには十分配慮が必要です。 ・回答の際に公的個人認証サービスを用いれば、二重回答や送信途上の改ざん防止などが可能です。
結果の公開	・アンケート結果を公開する場合、原則、統計的に処理し、個人や個別データを特定できないよう、配慮が必要です。
公的個人認証サービスを利用する場合	・公的個人認証サービスを用いる場合（厳格な本人確認や二重回答の防止を行う場合）は、回答者が電子証明書の取得やカードリーダーの準備などを行う必要があります。手順、方法などについて、回答者に説明する必要があります。

ICT住民参画実証実験 特定モニター募集要項（長岡市の例）

地域SNSと連携して、長岡市からの電子アンケートに公的個人認証サービスを利用する「特定モニター(100 名)」を募集します。

公的個人認証サービスは、長岡市民の方は市役所本庁の市民課各支所の窓口に出向いていただき、住民基本台帳カード(住基カード)を取得したうえで登録できます。

【参考】長岡市ホームページ「暮らしのガイド」

- ・住民基本台帳カードの取得方法(リンク)
- ・公的個人認証サービスの登録方法(リンク)

※市外の方は、お住まいの市役所(役場)にお問合せください。

住基カード取得等の費用(1,000 円)は、各自でご負担していただきますが、別途、パソコンに接続するカードリーダー・ライタはこちらで用意し、1,000 円程度(費用相当額)の粗品と合わせて謝礼として差し上げます。

※既に公的個人認証サービス登録をしている方は、改めて登録の必要はありません。

また、「NPO法人ながおか生活情報交流ねっと(そいが)」では、「地域SNS実証実験モニター」と「一般モニター(公的個人認証を利用しない電子アンケートモニター)」を募集します。申込みページ(リンク)

地域SNSやアンケートの使い方は簡単です。また、相談窓口を設置しますので、気軽に応募してください。

●事業実施期間

- ・平成17年12月16日から平成18年2月15日(2か月間)

●特定モニター募集条件

- ・自宅などに、下記の環境でインターネットを利用できるパソコンを所有している方。
 - ・対応OS: Microsoft Windows2000 SP2 以上、Microsoft WindowsXP SP1
 - ・対応ブラウザ: Internet Explorer 6
 - ・USBが使用できるパソコンであること。
 - ・公的個人認証利用者クライアントソフトのインストールが可能であること。

- ・実験期間中、積極的に参加いただける方

※フリーメールのアドレスでは、参加できません。

※できればブロードバンドで常時接続できること(ADSL、CATV、光ファイバーなど)が望ましいです。

●特定モニター募集期間

- ・平成17年11月22日から受付開始(先着100名)

●応募の前に必ずお読みください

- ・モニターに参加を希望される方は、「特定モニター参加規約」、「個人情報の取り扱い」を必ずお読みいただき、同意されたうえで「参加申込書(兼)モニター参加規約同意書」にご署名していただく必要があります。

- ・特定モニター参加規約を見る(リンク)(PDF ファイル:28KB)

- ・個人情報の取り扱いについて(リンク)(PDF ファイル:21KB)

※電子メールで申込みされる場合は、同意書の提出は必要ありません。

●注意事項

- ・参加申込の際、「個人情報の取り扱いについて」について同意のうえで「個人情報お預かり同意書」に署名していただき、メールアドレス・氏名・住所・郵便番号・電話番号をお預かりします。
- ・お預かりした個人情報については、「個人情報の取扱い」に記載された目的以外の利用や第三者への開示はしません。また、お預かりした情報は、実験終了後に速やかに破棄します。
- ・モニターに選定されると、「選定された旨の通知」を電子メール等によりお知らせいたします。その際、実証実験の事前準備として住民基本台帳カードおよび電子証明書の取得に関するご案内をお送りいたします。その後「リーダー・ライタ」と「粗品」等を郵送いたしますので、受領書に署名いただいたうえ同封の返信用封筒をご返信ください。
- ・リーダー・ライタが郵送された後に、モニター様のご都合で参加を辞退された場合は、リーダー・ライタと粗品は辞退されたモニター様のご負担によりご返却いただくこととなりますので、ご注意ください。

ICT住民参画実証実験 特定モニター参加規約（長岡市の例）

特定モニターの募集実施主体である長岡市（以下「実施主体者」という。）は、総務省が東京都千代田区地域、新潟県長岡市地域で実施する総務省ICT住民参画実証実験（以下「実証実験」という。）において、参加を希望する長岡市民及び市民以外の中から実施主体者が選定した実験参加者（以下「特定モニター」という。）に、特定モニター業務（以下「業務」という。）を依頼するための規約を次のとおり制定します。

第1条（実証実験の目的）

実証実験は、住民への情報提供、住民の意見表明の場面におけるICTの活用方策や建設的な住民意思の形成に向けたルールづくり等について研究会を設置して議論を深めるとともに、電子アンケートの活用により、住民意識把握のモデルシステムを開発実証することを目的とします。

第2条（特定モニターへの依頼）

1. 実施主体者は、規約の各条項にしたがって第3条に定める業務を特定モニターに依頼し、特定モニターはこれを行うものとします。
2. 特定モニターは、第6条第4項、第11条又は第12条の規定に該当する場合は、特定モニター資格が取り消されることを事前に承諾するものとします。

第3条（業務の内容）

特定モニターに依頼する業務の内容は、次に定めるとおりとします。ただし、当該内容は、実施主体者の都合により予告なしに変更する場合があります。

- (1) 公的個人認証サービスを用いたアンケートシステムの利用実験に参加の上、電子メール等により依頼された実証実験アンケートへの回答
- (2) 公的個人認証サービスを用いない一般アンケートへの回答
- (3) 実証実験についてのアンケート及びヒアリング調査への協力

第4条（業務の事前準備等）

1. 特定モニターは、次に定める業務の事前準備について協力するものとします。
 - (1) 業務を実施いただくために必要な、住民基本台帳カード及び電子証明書の事前取得。
 - (2) 特定モニターに対して公的個人認証サービスを利用するためのICカードリーダ・ライター（以下「機器」という。）を特定モニターが所有するパソコンへ接続し、機器接続に必要なアプリケーションのダウンロード及びインストールを実施すること。
 - (3) 機器を配布し、又は実施主体者から特定モニターに対しご連絡するために、特定モニターの氏名、住所、郵便番号、電話番号及びメールアドレスを実施主体者に提供すること。なお、提供された氏名、住所、郵便番号、電話番号及びメールアドレスの取り扱いは第10条に定めるとおりとします。
 - (4) 前号に定める氏名、住所、郵便番号、電話番号及びメールアドレスに変更があった場合は、速やかに実施主体者に連絡すること。
 - (5) 第7条第2項に定める費用が発生する場合には、当該費用をご負担いただきます。
2. 特定モニターは、業務実施期間中、自己都合により特定モニター資格をキャンセルした場合、当該モニター自身により前項第4号及び第5号に定めるモニターの情報を削除することとします。

第5条（業務の実施期間）

業務の実施期間は、平成17年12月16日から平成18年2月15日まで（2箇月間）とします。ただし、実施主体者は都合により当該期間を変更する場合があります、その場合には特定モニターに事前に通知するものとします。また、前条第1項に定める業務の事前準備及びその他の事前準備を依頼することがあります。

第6条（機器の配布）

1. 業務を実施していただくために、機器を実施主体者が郵送にて配布します。
2. 特定モニターは、業務の実施期間中、機器に添付されている操作説明書等の記載内容に基づき機器を設置し及び使用し、善良なる管理者の注意義務をもって機器を管理するものとします。
3. 万一、業務の実施期間中、機器の紛失、破損、故障等が発生した場合は、特定モニターは速やかに第8条に定める問合せ窓口へ連絡し、問合せ窓口の指示に従うものとします。また、機器の紛失、破損、故障等の原因が特定モニターの故意又は重大な過失と認められる場合は、その修復、補修等に要する費用は特定モニターが負担することとします。
4. 機器の紛失、破損、故障等の状況により特定モニターが業務を継続できない場合は、実施主体者は、特定モニター

資格を取り消す場合があります。

第7条(費用の負担)

1. 前条第1項に掲げる機器の費用は、実施主体者側において費用を負担します。
2. 次に定める費用は、特定モニターにおいて費用をご負担いただきます。
 - (1) 住民基本台帳カードの取得及び電子証明書取得に必要な経費
特定モニターが業務で利用する公的個人認証サービスに対応したアンケートに回答していただく際に必要な住民基本台帳カード及び電子証明書の取得に必要な諸経費は、特定モニターにおいてご負担いただきます。既に住民基本台帳カード及び電子証明書をお持ちの方は、お持ちのカードにて参加いただけます。
 - (2) 業務により発生するインターネット回線接続料金及び電気料金
特定モニターが業務で利用する際に発生するインターネット回線接続料金(携帯電話でのインターネット接続料金を含む。)、及び使用するパソコンその他の回線機器等の通電に係るすべての電気料金は、特定モニターにおいて負担いただきます。
 - (3) 業務実施期間中に、特定モニターが都合により参加を取り消した場合の返却費用等特定モニターは速やかに実施主体者側へ機器を返却することとし、当該返却やサービス等の解約に必要な費用(運送費等、参加中止に要するすべての費用)は当該モニターが負担することとします。取消に係る処置の完了後、実施主体者は当該モニターの個人情報情報を合理的な範囲で速やかに破棄します。

第8条(問合せ窓口)

業務の実施期間中、アンケートの内容等に関するモニターからの問合せは、特定モニターの募集窓口にて問合せを受け付けます。なお、業務実施期間終了後、業務に関わる窓口業務を終了し、これ以降の特定モニターからの業務に対する問合せ等には対応できません。

第9条(実証実験の一時的な中断)

1. 次に定める事由が生じた場合は、実施主体者は特定モニターに事前に通知することなく、実証実験を一時的に中断する場合があります。
 - (1) 実施主体者が、特定モニターの業務内容の変更や機器の保守を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) 業務の運用上又は技術上、一時的な中断が必要と実施主体者が判断した場合
2. 前項に基づく又はその他の事由により実証実験の一時的な中断等が発生した場合は、これに起因する特定モニター又は特定モニターに関わる第三者が被った損害について、規約で特に定めるものを除き、実施主体者は一切責任を負わないものとします。

第10条(特定モニターの個人情報の保護)

1. 業務において、次の各号に掲げる理由の区分に応じ、当該各号に定める特定モニターの個人の識別が可能な情報(以下「個人情報」という。)を取得できるものとします。
 - (1) 機器の配布(氏名、住所及び郵便番号)
 - (2) 何らかの事由により機器の配布が困難な場合の対応(氏名及び電話番号)
 - (3) 業務を実施するためのシステム登録(メールアドレス、携帯電話メールアドレス、パスワード、氏名、住所、性別、生年月日、電子証明書シリアル番号及び電子証明書発行者名の転写情報)
 - (4) 実施主体者が特定モニターに対して行う、連絡及び回答依頼を実施(メールアドレス及び携帯電話メールアドレス)
 - (5) 実施主体者が居住地域又は性別及び世代を指定して実施するアンケート(住所、性別、生年月日)
 - (6) 何らかの事由により、実施主体者が特定モニターに対し、メールにより連絡及び依頼が実施できない場合の連絡(氏名及び電話番号)
 - (7) 実施主体者側で実施するシステムへの特定モニター情報の仮登録(氏名及びメールアドレス)
 - (8) 実施主体者が実施する実証実験についてのアンケート及びヒアリング調査(メールアドレス)
2. 実施主体者は前項に掲げる利用目的以外の目的のために、保有している個人情報を利用及び提供はしないこととします。
3. 実施主体者は、第1項に掲げる利用目的の達成に必要な範囲内で、第4条第1項第4号に定める連絡があった場合は、保有している個人情報が過去又は現在の事実と合致するように努めることとします。
4. 実施主体者は、保有している個人情報の漏えいなどの防止のために必要な措置を講じるものとします。
5. 実施主体者は実証実験の実施に関して知り得た個人情報の内容を、みだりに他人に知らせたり、第1項に掲げる利用目的以外に利用しないこととします。
6. 業務の実施期間の終了後、実施主体者は当該モニターの個人情報情報を合理的な範囲で速やかに破棄します。

第11条(制限事項)

特定モニターは業務実施期間中、次に定める行為を行わないものとします。当該行為が発覚した場合は、実施主体

者の判断により特定モニター資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 機器について、特定モニター以外の第三者への譲与や営利目的で利用する行為（使用、再生、複写、複製、販売、再販売等の形態のいかんを問いません）
- (2) 規約上の権利・義務を第三者に譲渡し、又は使用させる行為
- (3) 著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為
- (4) 実証実験の運営上の妨害をする行為（実施主体者は、特定モニターによる実証実験の目的以外の行為を運営上の妨害とみなし、これを禁止します）

第12条（特定モニター資格の取消し）

実施主体者は、特定モニターが次の各号に定めるいずれかの事実該当する場合は、直ちに特定モニター資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 規約に違反したとき。
- (2) 規約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

第13条（業務実施期間中の契約解除）

業務の実施期間中、規約に従い特定モニター資格が取り消された場合は、特定モニターは速やかに実施主体者へ機器を返却することとし、当該返却やサービス等の解約に必要な費用（運送費等、参加中止に要するすべての費用）は当該モニターが負担することとします。ただし不可抗力等、当該モニターの責めに帰さない事由による場合はこの限りではありません。

第14条（業務実施期間の終了）

実施主体者は、業務の実施期間の終了後、実証実験の終了を特定モニターにメールにより通知します。また、業務実施期間の終了後、実施主体者は第10条第6項に定めるとおり当該モニターの個人情報合理的な範囲で速やかに破棄します。

第15条（業務の対価）

実施主体者側は、業務実施期間の終了後、第3条に定める業務の実施の対価として、第6条第1項に掲げる機器について、特定モニターに無償で進呈するものとします。ただし、当該機器に関するアフターサポートについては、必要に応じ、別途モニターの責任において手配して頂くものとします。又別途粗品を進呈します。

第16条（免責事項）

次に定めるものは、実施主体者の免責事項とさせていただきます。

- (1) 実施主体者は、天災、事変、気象等によるパソコン機器の故障、住民基本台帳カードの破損、携帯電話の接続制限、インターネットサービスプロバイダが提供するサービス内容の変更（サービスの休止、終了、組み合わせ等の変更を含む。）その他実施主体者の責に帰すことのできない事由により業務内容の全部又は一部の提供が不可能又は困難となった場合は、一切の責任を負いません。
- (2) 実施主体者は、実証実験の中止により特定モニター又は特定モニターに関わる第三者が損害を被った場合は、一切の責任を負いません。
- (3) 実施主体者は、特定モニターの行為に起因して発生する異常について一切の責任を負いません。
- (4) 前3号に定めるもののほか、実施主体者の責めに帰すべき事由に基づかない特定モニターの損害について、実施主体者は一切の責任を負いません。

第17条（実証実験における他のモニター区分への参加）

業務においては規約に同意することで、公的個人認証サービスを利用しないでアンケートに回答していただく一般モニター向けアンケートへの回答が可能になります。一般モニター向けアンケートの回答依頼については、実証実験の協力団体であるNPO法人ながおか生活情報交流ねっとが主催する場合は、電子メールにて同NPO法人から一般モニターへの登録ご案内が届くことがあります。

また同NPO法人から、実証実験で別途実施する地域SNSへの参加ご案内を電子メールにて送付させて頂くことがあります。

第18条（協議事項）

規約の定めがない事項、又は規約の解釈に疑義を生じた場合、双方誠意をもって協議の上、速やかに解決するものとします。

3-4 個人情報保護に関する留意点

個人情報保護に関して留意すべき点は何ですか？**キーワード**

- ・モニター情報に関する取り扱いルール（収集、管理方法など）
- ・電子アンケート結果の取り扱いルール

関連項目

【実践編 電子アンケート】1-6 個人情報保護に関する手続き

- ・モニターアンケートの場合は、登録してもらう個人情報の利用目的や利用範囲などについて記載し、モニターの承諾を得ておくなど、各団体が定める個人情報取り扱いのルール（自治体の場合は個人情報保護条例など）に則って、厳格な取り扱いを行う必要があります。
- ・オープンアンケートについても、個人情報を取得する場合は、同様の扱いが必要となります。個人情報を取得しない場合でも、アンケート結果の取り扱い（統計的に処理し個人を特定できるデータは公開しないなど）や公開方法（結果はホームページで公開するなど）について説明し、了解の上で回答していただく必要があります。
- ・電子アンケートシステムの管理、運用を外部に委託する場合には、個人情報取り扱い等の観点から、各団体のルールに則り、委託先の選定、契約等を行う必要があります。委託先の条件が定められている場合（プライバシーマーク取得や ISMS 認定の有無など）は、その条件を満たす事業者から委託先を選定します。また、個人情報の取得、預託、返却、廃棄などについて、各団体が定めるルールに従って、厳格に行う必要があります。
- ・また電子アンケート結果の公開については、紙・郵送のアンケート調査同様、統計的に処理して個人及び個人データが特定できないよう、配慮する必要があります。

個人情報保護に関する主な留意点

項目	概要
モニター登録時 （モニター登録する場合）	・個人情報の取得目的、利用範囲などの説明と本人の同意 ・取得した個人情報の厳格な管理、取り扱いなど
アンケート回答時	・調査の目的と活用方法、公開方法の説明と本人の同意 ・個人情報を回答してもらう場合には、その取り扱い（モニター登録時と同様） ・回答データの厳格な管理、取り扱いなど
システムの外部委託	・システムの管理、運用を外部委託する場合は、各団体のルールに則り、委託先の選定や契約、個人情報の取り扱いなどを行う
調査結果の公開時	・統計的に処理し、個人が特定できないよう配慮する

ICT住民参画実証実験 特定モニター個人情報の取り扱いについて（長岡市）

長岡市では、「ICT住民参画実証実験」（以下「実証実験」という。）において、実証実験における公的個人認証サービスを利用した実証実験アンケートの実施に必要な範囲で、参加を希望する長岡市民または長岡市への在勤・在学者の中から長岡市が選定した実験参加者（以下「特定モニター」という。）の情報を取得します。取得した情報は利用目的の範囲内で適切に取り扱います。

なお、お手数ですが、別添「個人情報の取り扱いについての同意書」に署名していただきますようお願いいたします。

1. 個人情報の取扱いに関する基本姿勢

お預かりした個人情報は、長岡市個人情報保護条例に則り、長岡市が厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じます。

2. 取得する情報の範囲

(1) 実証実験の実施のために必ずご提供いただく個人情報

- (i) 氏名
- (ii) 住所
- (iii) 性別
- (iv) 生年月日
- (v) 郵便番号
- (vi) 電話番号
- (vii) メールアドレス
- (viii) パスワード（後ほどシステムにご登録いただく際に必要となります。）
- (ix) 電子証明書シリアル番号及び電子証明書発行者名の転写情報

(2) 特定モニター様の任意によりご提供いただく個人情報

- (i) 携帯電話メールアドレス

ご提供いただいたモニター様には、ご連絡等を携帯電話のメールあてにも送信します。

3. 取得する情報の利用目的

公的個人認証サービスを利用した実証実験アンケートを長岡市が実施するために、次のとおり利用させていただきます。

利用目的	取得する情報
ICカードリーダー・ライターの配布	氏名、住所、郵便番号
実証実験に関する連絡	メールアドレス、氏名
何らかの事由により、メールでの連絡ができない場合の電話連絡	氏名、電話番号
実証実験におけるシステム登録	メールアドレス、携帯電話メールアドレス、パスワード、氏名、住所、性別、生年月日、電子証明書シリアル番号及び電子証明書発行者名の転写情報
実証実験アンケートの回答依頼	メールアドレス、携帯電話メールアドレス
実証実験協力団体である NPO 法人ながおか生活情報交流ねっとからのアンケートの回答依頼および地域 SNS 実証参加のご招待	メールアドレス、氏名
モニター区分を指定したアンケート回答依頼（居住地域、性別、世代）	住所、性別、生年月日
実証実験に対するアンケート又はヒアリング調査依頼	メールアドレス

4. 取得する情報の取り扱い

実証実験の実施のために長岡市が取得する情報は、以下に記載する関係者に提供させていただきます。なお、その他の第三者に提供することはありません。

NPO法人ながおか生活情報交流ねっと

5. 個人情報の保管期間

実証実験の終了後、今回取得した特定モニター様の個人情報を長岡市が合理的な範囲で速やかに破棄しま

す。

6. 個人情報に関するご連絡先

長岡市企画部情報政策課

電話: XXXX-XX-XXXX FAX: XXXX-XX-XXXX

E-mail xxx@xxxx.xxxxxxxx.xxxxxxx.xx

長岡市個人情報保護条例は以下の市ホームページで閲覧できます。

http://www.city.nagaoka.niigata.jp/reiki/reiki_honbun/ae40300291.html

3-5 携帯電話を利用した電子アンケート

携帯電話から電子アンケートに回答することはできますか？**キーワード**

- ・パソコンを利用していない人へのアンケート
- ・屋外からでも回答できる利点

関連項目**【導入検討編】6 電子アンケートとは**

- ・平成 16 年末現在、インターネット利用者数は 7948 万人であり、このうちパソコンのみの利用者が 2953 万人、携帯のみ（PHS、情報端末を含む）が 657 万人、パソコンと携帯の両方からが 1676 万人、ゲーム機からのみの利用者が 30 万人となっています（平成 17 年版情報通信白書）。
- ・携帯電話を利用して電子アンケートを行うことにより、多くの方々を対象にできるほか、以下のような携帯電話の特徴を活かした調査方法が可能になります。

携帯電話の特徴を活かした電子アンケートの例

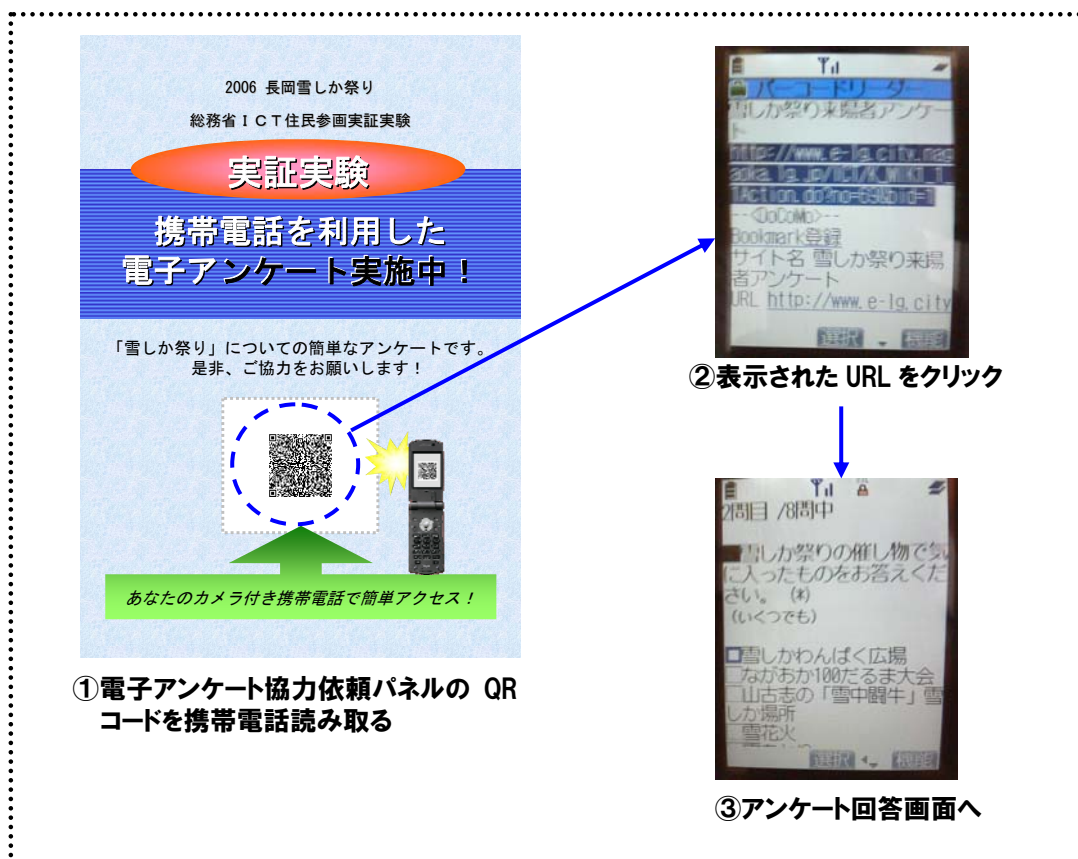
例	概要
イベント来場者アンケート	・イベント来場者を対象に、QR コードなどで回答画面の URL を提供し、オープンアンケートを行う。 ・来場者の属性、来場動機などを把握できる。 ・帰宅予定時間、利用交通機関などを回答してもらうことにより、例えば臨時バス便の増発などの参考データとすることができる。 ・シンポジウムなどの場合、会場の意見を集計、表示したり、質問を受け付けることができる。 ・コンテストでの来場者からの人気投票も可能。
観光客アンケート	・観光地でパンフレットなどに QR コードを印刷しておき、観光客を対象としたアンケートを行う。 ・観光客の属性、来訪目的、当地を選んだ理由、いい点、悪い点など、観光マーケティングの基礎データなどを収集することができる。
行政サービス利用者アンケート	・役所や公共施設の窓口などに QR コードを表示しておき、行政サービスに対する不満や要望などを調査し、サービス改善の検討に用いる。
読者アンケート	・広報紙などに QR コードを印刷しておき、読者の属性、役に立った記事、要望などを調査し、今後の紙面検討などに活用する。
災害時の活用	・避難場所ごとの不足物資や余っている物資の状況を把握（報告）する。 ・まちかどレポーターなどが、地区ごとの被災状況を報告する。 ・自治体職員や消防団員などの居場所確認（今、どこにいてどんな状況かなど）。

実証実験における携帯電話を利用した電子アンケート

- ・実施場所: 2006 長岡雪しか祭り会場
- ・実施期間: 2006 年 2 月 18 日～2 月 19 日の 2 日間
- ・対象者 : 会場に訪れた市民
- ・回答総数: 71 人
- ・実施方法: 屋内会場の出入口付近にQRコードを記載した電子アンケート協力依頼のパネルを掲示し、帰路につく来場者に回答を依頼。

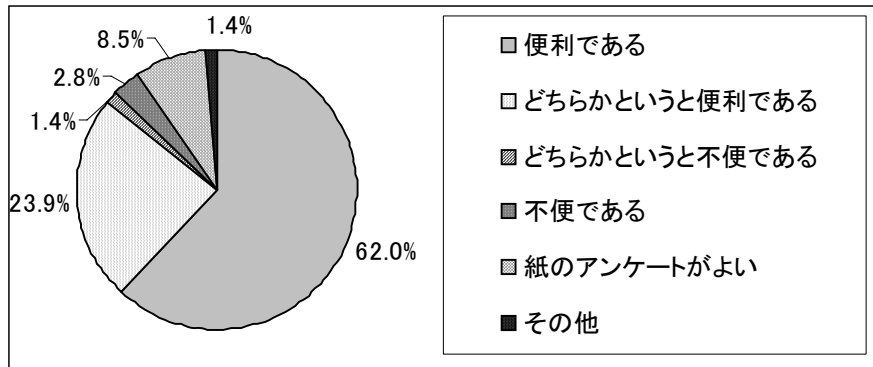


アンケート実施場所

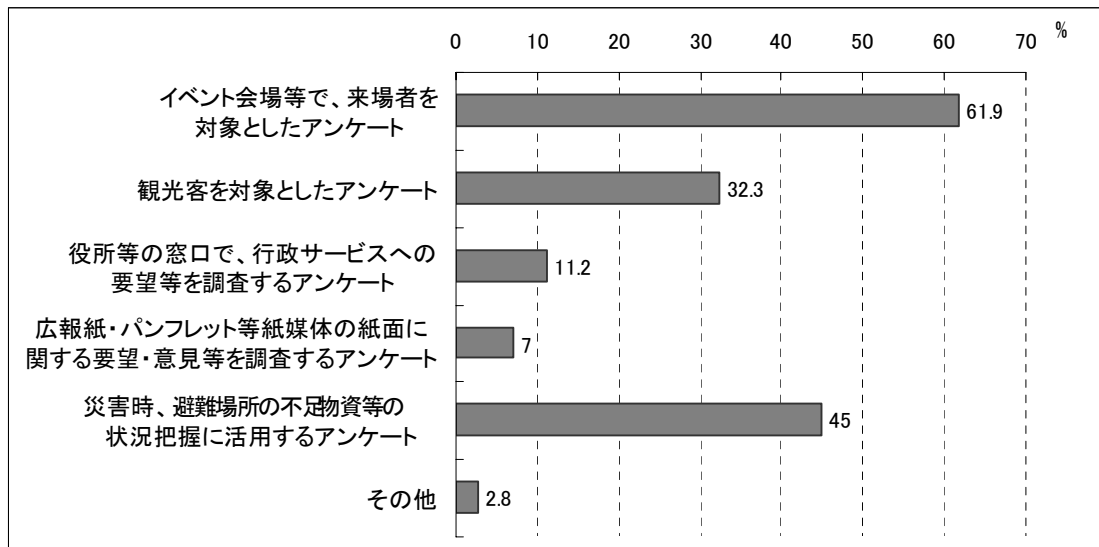


携帯電話アンケートの回答方法

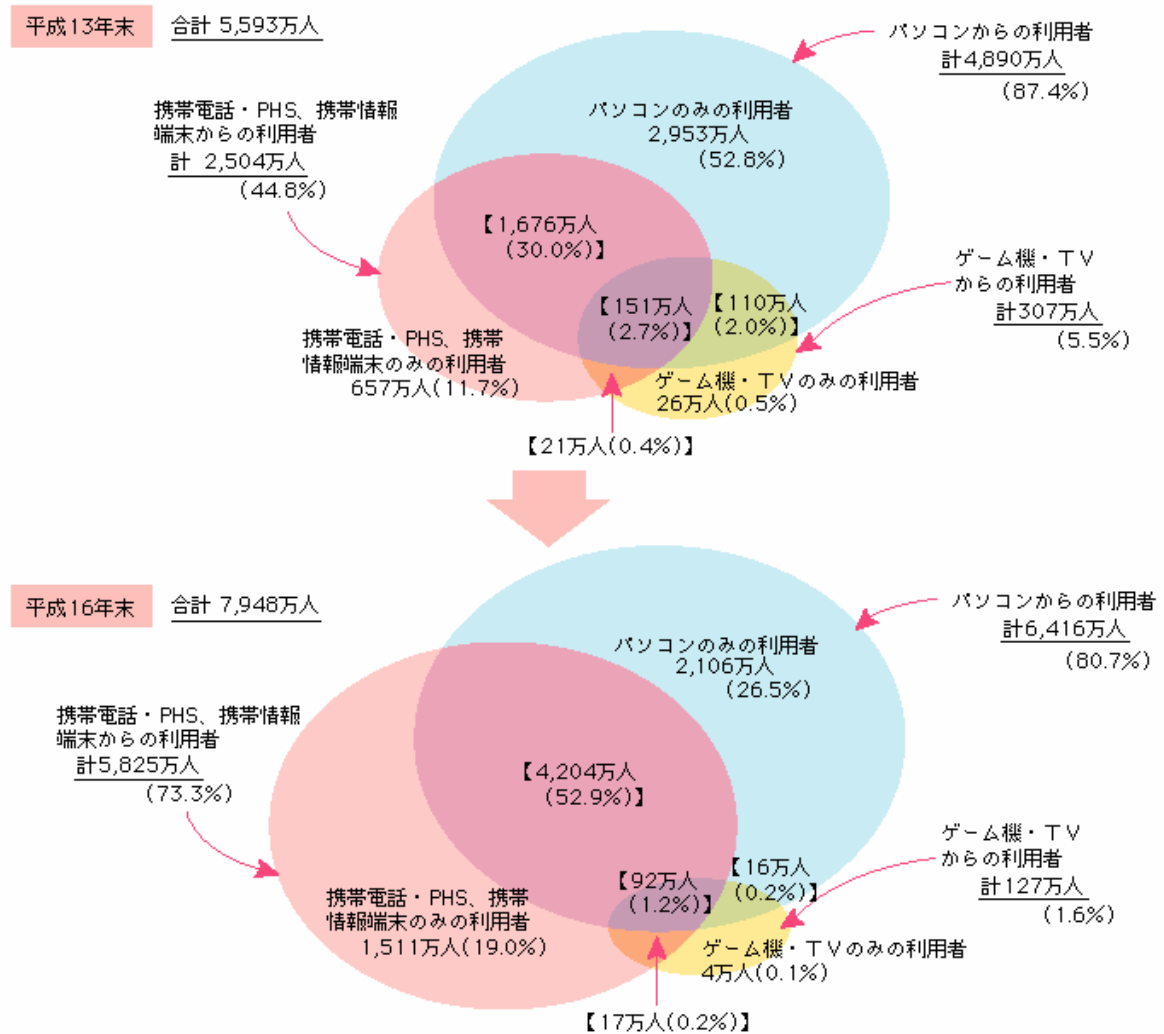
● 携帯電話アンケートに対する評価(前頁のアンケートより)



● 携帯電話アンケートの利用場面(同上)



端末別にみた個人のインターネット利用者数・比率



※ 【 】内は、3つの円の重なり部分の人数。()内は、6歳以上のインターネット利用者に占める割合
 なお、端数処理のために、一部合計値が一致しない箇所がある

(出典) 総務省「通信利用動向調査」

出典: 平成 17 年版情報通信白書 (<http://www.johotsusintokei.soumu.go.jp/whitepaper/ja/h17/index.html>)